

# 建設工事における入札金額見積内訳書の取り扱いについて

羽 生 市

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）において、公共工事の入札にあたっては、入札金額に係る内訳書の提出が必須となっています。

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律による、入札契約適正化法の一部改正（令和7年12月12日施行）に伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載しなければならないこととされました。

これにより、本市発注の建設工事に係る入札時に提出を求める内訳書の取り扱いは、次のとおりとします。

なお、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛け金、安全衛生費については、当面の間「必ず記入」とはしません。

## 1 対象工事

平成27年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行う建設工事とする。

※1回目入札後の即時の再度入札（2回目以降）及び単価により契約を行うものを除きます。

## 2 内訳書の取り扱い

(1) 提出された内訳書は、書換え、引換え又は撤回は認めず、返却もいたしません。

(2) 内訳書が未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに、記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とします。

《未提出又は未提出と同等と認められる場合の例》

- I 内訳書の全部が提出されていない場合
- II 内訳書の一部が提出されていない場合
- III 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- IV 他の工事の内訳書が添付された場合
- V 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- VI 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

《記載すべき事項が欠けている場合の例》

- I 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- II 工事名、業者名又は代表者名の記載がない場合
- III 「必ず記入」とした欄に記入がない場合

(3) 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とします。ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができるものとします。

《記載事項に誤りがある場合》

- I 工事名、業者名又は代表者名に誤りがある場合
- II 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- III 内訳書の計算が間違っている場合

(4) 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、「羽生市談合情報等対応要領」に基づき処理するものとします。

《談合の疑いが認められる場合の例》

- I 他の業者の内訳書が添付されている場合

- Ⅱ 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- Ⅲ その他談合が推測される記載等がある場合

附 則

この取り扱いは、平成27年4月1日以降に入札告示及び指名通知等を行う建設工事を対象として適用します。

附 則

この取り扱いは、令和8年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行う建設工事を対象として適用します。

【 担 当 】

羽生市企画財務部契約検査課契約係  
電話 048-561-1121 (内線 324)